

2025 (R7)年1月25日

蘭越町監査委員各位

監査請求人 野村一也



監査請求の補正通知に対する意見書

第1 補正の請求には理由がない

2015 (R7)年1月22日付け補正通知書は、監査請求人に補正を求めている。しかしながら、蘭越町監査委員らの求める4項目の補正は、いかなる法令・例規・規程にも規定がなく、蘭越町監査委員らが法的根拠なく求めているに過ぎないので、無効とすべきである。

1. 蘭越町監査委員が補正を求める根拠としている地方地自法第242条各項には、補正の規定は存在しない。
2. 蘭越町住民監査請求取扱要綱第4条第1項は、補正の対象は「請求要件に形式的な不備がある場合」と規定している。
3. 一方、蘭越町監査委員が補正通知書で補正すべき事項として求めた4項目は、明らかに形式的な不備の補正を求めるものではない。

第2 補正書の提出期限は公正さに欠ける

次に示す通り、蘭越町監査委員は、監査請求人に対し、時間的制約を課した。

- 監査請求日は12月17日
- 補正通知書の発送日は1月22日（監査請求日の36日後）
- 補正期限は2月4日（補正通知書の発送日の13日後、受領日の11日後）

蘭越町監査委員らが補正書を発送するまでに36日間をかけたのに対し、監査請求人に対しては、翌日受け取っても12日間の猶予しか与えず、期限までに補正がなければ請求を却下するとした補正通知は、公平性を失っている。

本意見書に対し、1月31日までに回答することを求める。

以上